

共通12に係る修正・対応方針

| No | 共通12の全体構成、本文、参考資料に関するコメント | ヒアリング | 修正・対応方針 | 共通12 対応頁 | コメントリスト 添付 |
|------|---|-------|---|----------------|------------|
| 1-1 | ① 資料1、別添1、2については、表の目的を明確にすること。また、別添1と本文の表が重複しているため、資料の目的を示した上で、重複を避けるよう整理すること。 | 6月28日 | 共通12の目標、目標を達成するための各資料の目的、目的を踏まえた資料の全体構成について明確にする。 共通12の全体構成の検討の中で、資料1 別添1については共通12本文の設計説明分類の表と重複していたため削除する。 資料1 別添2は、資料1の各装置が資料2のどの条文の基本設計方針の適用を受けるかまとめた資料であるが、No2-2のコメントを踏まえた資料で説明するため構成から削除する。 また、資料3冒頭に添付していた紐付表（設計説明分類ごとに説明対象の基本設計方針を一つの説明グループで説明するか示した表）は、資料2の紐付整理結果で示すこととしたため構成から削除する。 | P49 (参考資料) | - |
| 1-6 | ⑥ 8月の審査会合に向けて、本資料を基にどのように説明していくのか、を念頭に置きながら整理を進めていくこと。また、本ヒアリング結果を踏まえて、今後の進め方のヒアリングにてスケジュール感を提示すること。 | 6月28日 | 今後の進め方の中で8月の審査会合を念頭においたヒアリングスケジュールについて調整する。 共通12を踏まえた審査会合資料のイメージを作成し、共通認識を図る。 | - | 添付1 |
| 3-6 | ⑥ 前回6月の審査会合で説明している内容は、「閉じ込め」における説明グループが3段階となっていることを踏まえ、後段で説明する内容が前段から紐付くよう、記載を検討すること（全体像の整理では、当該グループでの説明範囲、後段での説明範囲が明らかになるよう整理すること）。 | 7月21日 | 共通12の本文「2.2 説明グループの設定」において、後段で引き継ぐもの、この説明グループで説明するものについての方針の記載を追加する。 | P10-P20 (本文) | - |
| 1-7 | ⑦ p14、15/p19～22で記載している「4. 共通12の説明方針」については説明の進め方の考え方を示したうえで、「2. 4 設計説明分類の設定方針と各施設の設計説明分類」の記載内容を考慮して構成を見直すこと。 | 6月28日 | 共通12の本文「2.1 設計説明分類の設定」の次に「2.2 説明グループの設定」と構成を見直し、各設計説明分類の構造設計等の説明順序（説明グループ）を説明する流れになるように記載を見直す。 | P2-P9 (本文) | - |
| 1-8 | ⑧ P23からの参考資料は全体的に最新の情報に更新すること。 | 6月28日 | 共通12の参考資料は、共通12の修正方針の資料も含めて最新化していく。 | P47-P66 (参考資料) | - |
| 2-7 | ⑦ 「今回対応なし」としたものは、方針に悩みがなければ、具体的な対応ページがなくとも、対応方針を示すこと。 | 7月13日 | 資料に具体ページがない場合でも、本資料「共通12に係る修正 対応方針」において修正方針対応方針を記載する。 | - | - |
| 3-1 | ① 共通12の進め方として、「共通12に係る修正方針」の資料とするのではなく、現状グループ1の説明であることから、「共通12」そのものを修正、提出し議論していくべき。また、資料を分けて説明したい場合は、コメントリストに紐付けた添付資料を作成したほうがよいと思われるため、資料構成を検討すること。 | 7月21日 | 次回以降、共通12の資料を用いて、コメント反映状況を説明する。その際は、共通12を都度、完本で提出せず、修正箇所の説明ができる単位で資料を準備し、一部修正方針を示す場合は、コメントリストの添付として提示する。 8/4提出版は説明グループ1の範囲のグローブボックスの構造設計等の資料3②を中心に説明するために必要な資料3①、資料2、資料1別添を添付する。また、他条文、他の設計説明分類との関連する設計の紐付を示すため、グローブボックスの耐震設計の温度 圧力に関連する換気設備のシステム設計の資料3②を添付する。 資料1は、設備リストであり、今回は修正方針を示すために必要な範囲に限定して、本資料「共通12に係る修正 対応方針」の添付として示す。 | - | - |
| 3-12 | ⑫ 資料1に関するコメントについては、共通12で毎回添付するのではなく、修正方針の添付として整理方針等を説明すること。 | 7月21日 | 資料1は、毎回添付せず、修正方針を示すために必要な範囲に限定して、本資料の「共通12に係る修正 対応方針」の添付として示すこととする。 | - | 添付2 |
| 3-13 | ⑬ 資料2に関するコメントについては、資料3との繋がりを考慮し、例示等を交えながら説明できるように検討すること。 | 7月21日 | 資料3の説明に関係する資料2は共通12の資料として提出するとともに、コメントの対応頁を本資料の「共通12に係る修正 対応方針」の共通12の対応頁で記載することでわかるようにする。 | - | - |

| No | 資料 1 に関するコメント | ヒアリング | 修正・対応方針 | 共通12 対応頁 | コメントリスト 添付 |
|------|---|-------|---|----------------|------------|
| 1-10 | ⑩ 資料 1 と設計認で示している申請対象設備リストとの間に不整合がないよう、施設共通基本設計方針の考え方を示すこと。 | 6月28日 | 資料1に条文ごとの施設共通基本設計方針の考え方に不整合が生じないよう、注記にて考え方を記載する。 | - | 添付2 |
| 1-11 | ⑪ 資料 1 の変更区分の記載については、建設段階であるMOXの状況はあるものの、再処理の記載の考え方と整合を図る必要があるため、整理を行うこと。 | 6月28日 | 新規申請設備と既認可設備を区別するため、変更区分を「新設(新規)」と「新設(既認可)」に分け、再処理での変更区分の記載の考え方と整合を図る。 | - | 添付2 |
| 1-12 | ⑫ 資料 1 の兼用設備のうち、工程室排気設備の主配管のように兼用範囲を複数含むような設備について、兼用の範囲と対象を示す考え方が分かるように記載すること。また、仕様表の記載方法と申請対象設備リストの記載についても併せて整理すること。 | 6月28日 | 気体廃棄設備のDB SA兼用設備については、設備区分を見直すとともに、主配管等のリストに複数行あった機器は1行に統合。なお、仕様表にいて兼用する範囲が異なる場合は、仕様表の注記にて書き分ける。 | - | 添付2 |
| 1-13 | ⑬ p39：資料 1 の耐震に係る「既設計認からの耐震評価結果条件の変更箇所」について、再処理と違い「○」が入る項目が限られているため、変更項目の考え方を再整理すること。 | 6月28日 | MOX第2回において変更対象がある項目のみに列を絞る。また、その方針を本文に記載する。 項目名称は添付書類「Ⅲ-1-2-2-1 機器の耐震性に関する計算書作成の基本方針」の各項目の設計プロセスに合わせることをする。 設計プロセスの既認可からの変更の有無の整理方針について本文に記載する。 | P17-P20 (参考資料) | 添付2 |
| 1-14 | ⑭ p39：No.242等の設備において「B-1 (1/2Sdに見直し)」と整理した場合に、変更点として「設計用地震力の設定」に「○」がつくべきと思われるため考え方を整理すること。 | 6月28日 | 耐震クラスB-1の既認可設備は「設計用地震力の設定」を「○」とする。 | - | 添付2 |
| 2-2 | ② P16：「説明対象機器」に設備の番号を羅列したものが記載されているが、資料 1 と 2 のリンクとして番号を羅列することも一例ではあるものの、設計説明分類が同じものをまとめて記載したうえで、要求事項の対象にならない等、例外になるものに注記を付記する等、記載の内容は工夫の余地があるので 検討を進めること | 7月13日 | 資料2の設計説明分類の設計項目単位で対象機器をまとめ、資料1の設備リストの番号とのリンクを示す資料を資料1 別添として新規追加する。 | - | 添付3 |
| 3-2 | ② 資料 1 と資料 2 の紐付けについて、資料 2 での整理内容をまとめて示すのはよいが、分類した考え方が分かるようにしたほうがよいと思われるため、記載内容を検討すること。 | 7月21日 | 資料1別添の横軸の分類について、分類した考え方が分かるように、基本設計方針の要求事項の概要を基本設計方針番号の欄に括弧書きで記載し、各分類における要求事項とその対象が明確になるようにする。 | - | 添付3 |

| No | 資料 2 に関するコメント | ヒアリング | 修正・対応方針 | 共通12 対応頁 | コメントリスト 添付 |
|------|--|-------|--|----------------|------------|
| 1-2 | ② 資料 3 の構成を設計説明分類で整理するようになっているが、説明グループとしての繋がりが分からなくなっているため、資料 3 で説明グループとの関係をはっきりさせること。 | 6月28日 | 資料2の紐付整理結果において、任意の設計説明分類の資料 3 で展開する基本設計方針がどれなのか、いつの説明グループで説明をするのかという情報を整理することで、資料 3 と説明グループの関係がわかるようにする。 | P144-P151 | - |
| 1-3 | ③ 資料 3 の冒頭につける各条文の基本設計方針に対する整理結果において、どの設計説明分類で説明を展開しているかを明記すること。 | 6月28日 | 資料2の紐付整理結果において、任意の設計説明分類の資料 3 で展開する基本設計方針がどれなのか、いつの説明グループで、どの設計説明分類で代表して説明するのかという情報を整理する。資料2の紐付整理結果において整理することとしたため、資料 3 冒頭に添付していた「表. 各条文の基本設計方針に対する整理結果」を取り止める。 | P144-P151 | - |
| 1-9 | ⑨ P35で示している資料 3 の「説明方針」の欄において、「後段で説明する」ではなく、P20で示されているように、具体的な設計説明分類の情報を追加すること。 | 6月28日 | 資料2の紐付整理結果において、任意の設計説明分類で展開する基本設計方針がどれなのか、いつの説明グループで、どの設計説明分類で代表して説明するのかを明確にする。 | P144-P151 | - |
| 1-15 | ⑮ 設計説明分類の考え方について、設計方針の説明を他の設計説明分類に飛ばすものと飛ばさないものの考え方を整理して、記載を見直すこと。また、資料 2 の中で代表として説明するものについては、欄を追加し、他項目へ飛ばして説明するもの、他項目から飛ばされてきて説明するもの、が明確になるように記載する。 | 6月28日 | 複数の設計説明分類に対して、代表して構造設計等を説明する場合は、「説明グループの考え方」欄で代表の設計説明分類と代表以外の設計説明分類との紐付を行う。 具体的には、他の基本設計方針、設計説明分類に説明を飛ばす側は【Gr○ No● 代表で説明する設計説明分類名称】と代表して説明できる理由を記載することで、どこで代表して説明するのかを明確にする。 また、代表で説明する設計説明分類側は、当該設計説明分類で設計方針を説明すること、また「<No○>代表以外の設計説明分類名称」を記載することで、代表以外の設計説明分類、基本設計方針の紐付を行う。 (No：基本設計方針番号、Grは説明グループ) | P76 (資料2 代表例) | - |
| 1-16 | ⑯ 設計分類 (システム設計、評価等) ごとに説明すべき内容を明確にして整理すること。 | 6月28日 | 同じ基本設計方針に対して、適合説明として設計分類 (構造設計、システム設計、配置設計) が複数ある場合は、それぞれの設計分類において、適合説明としてどこまで説明するのか、対象範囲がわかるように書き分け、資料 2 で明確化を図る。 | P122 (資料2 代表例) | - |

| | | | | | |
|------|--|-------|---|---------------------------------------|---|
| 1-17 | ⑰ ⑱、⑳、23の項目については資料3への繋がりを踏まえて資料2への展開を行うこと。 | 6月28日 | 1-19、21、23で対応方針を示す。 | - | - |
| 2-1 | ① P16：「説明グループの考え方」について、臨界は質量管理であるため、どれを選んでも同じという考え方になることは理解するが、今後説明する閉じ込め等を踏まえると、構造の違い、機能を担保するための考え方が違う可能性もあるので、代表設備を選択した考え方を示すこと。 | 7月13日 | 代表とする設計説明分類の選定にあたっては、技術基準要求を満たすための主たる機能を有するものを代表とする。各分類について説明すべき内容に差異がある場合は、必要に応じて代表を選定し、資料3に展開する。 代表となる分類との差分を説明することが合理的である場合は、No.2-4の【説明グループの考え方】のように、ほかを代表とする理由を記載することとする。 | - | - |
| 2-3 | ③ P16：「設計説明分類」に全て下線が引かれているものがあるが、個別に必要な説明をすることが分かるように記載を工夫すること。また、P22、23の紐付整理表にて、代表が複数ある場合の「○」「●」の示し方を工夫し、P16との関係性も含めて整理すること。（縦の欄を追加し、それぞれの設計説明内容につき、代表が1つになるように示すことを指向） | 7月13日 | 資料2において、1つの基本設計方針に対して複数の設計説明分類で下線が引かれている（どれかを代表とはせず、それぞれ説明する）場合は、「説明グループの考え方」に個別に説明を行う理由を追記する。また、紐付整理結果の表は、設計項目ごとに行を分けて記載し、代表が1つになるようにする。 | P75（資料2 代表例） P145（紐付整理結果代表例） | - |
| 2-4 | ④ P16の4条では代表が1つであるが、P18の10条では代表が複数あり、「設計説明の考え方」の列の使い方が不揃いになっており、他の分類を跨いだ代表としての考え方を記載しているものと、単に分類の中で説明する機器を挙げているものがある。全体の設計を代表で示した上で、その差分が存在する設備だけを個別に説明する、という考え方で整理できると思われるので、検討を進めること | 7月13日 | 代表は、複数の設計説明分類間の代表を示すものとし、代表とする考え方がわかるよう、資料2にて記載を見直す。対象となる設計説明分類が1つのみである場合は、対象となる設計説明分類の中から代表を選定するような意味合いにならないよう、記載を見直す。 | P75（資料2 代表例） P102（資料2 代表以外がない場合の例） | - |
| 2-5 | ⑤ 換気設備の設計説明分類について、設計説明分類の考え方で「グローブボックス排気設備」と「窒素循環設備」で主語が違うので、代表設備として説明する必要があるのかも含めて整理すること。 | 7月13日 | 「グローブボックス排気設備」と「窒素循環設備」を含めたシステム全体の説明が換気設備の設計説明分類として必要であるため、各欄の記載は、主語を分けて下方の例のように修正する。また、この設計内容を説明すべき設計説明分類は換気設備のみであるため、上記No.2-4の方針のとおり、代表性に関する記載はしない。 （以下、記載例） 【設計説明の考え方】 グローブボックス等の負圧維持、オープンポートボックス及びフードの開口部からの空気流入風速を確保するための排気システムについて、システム設計にて説明する。 【説明グループの考え方】 グローブボックス等の負圧維持、オープンポートボックス及びフードの開口部からの空気流入風速を確保するための排気システムについて、Gr1で説明する。 | P102（資料2） | - |
| 2-6 | ⑥ P22：今後、説明の対象が増えてくると、「△」「▲」の対応関係が分かりにくくなっていくことが懸念されるため、その関係が明確に示すことができるよう、記載を検討すること。 | 7月13日 | 資料2 紐付整理結果の表において、構造設計等と対となる評価を紐づけるための列を追加し、「△」「▲」等の対応関係を明確にする。 | P57（参考資料） P144-P151（紐付整理結果） | - |

| No | 資料3に関するコメント | ヒアリング | 修正・対応方針 | 共通12 対応頁 | コメントリスト 添付 |
|------|---|-------|---|--|------------|
| 1-4 | ④ 既認可からの変更点において、地震動が大きくなっているにも関わらず、固定ボルトの本数が減る、といった構造変更をしているものがあるが、これらの設計上の考え方については記載を充実化すること。 | 6月28日 | 【耐震】を受けた変更としていたが確認の結果、誤記のため修正を行う。具体的には、防火シャッタの追加に伴う、グローブボックスの構造変更であり、それに伴い壁への取付方法を耐震サポートから、防火シャッタを取り付けるケーシングで直接取り付ける構造に変更したことによる。耐震サポートの取付ボルト数の減少になる。また、本グローブボックスは、耐震クラスをBクラスからSクラスの格上げに伴い変更した構造を用いて新規追加で耐震計算書を添付する。 | P232,233 (資料3③) | - |
| 1-5 | ⑤ 配置設計を示す場合には、その配置についてどのような設計上の要求から何を説明すべきなのかを考慮した上で、資料を整理すること。 | 6月28日 | 「資料3②詳細説明図」において、配置設計の適合説明に用いた図面（平面図）が説明内容（グローブボックスの周辺にクレーン等を配置しない設計）がわかるものでなかったため、適合説明にあった図を使用することとする。 | P241 (資料3②) | - |
| 1-18 | ⑩ 「②詳細説明図」に示されているGBの構造設計について、仕様（寸法等）情報の記載がばらついているが、仕様を記載することの必要性について、本資料において説明すべき内容を整理して、必要な情報を記載するよう資料を見直すこと。 | 6月28日 | 「資料3②詳細説明図」において、使用する図中の寸法等が適合説明上、関係ない情報の場合、基本的に削除することとする。 | P196（グローブボートの寸法については、全て同一の寸法とする設計とすることから寸法を明確にし、その他図面については、設計方針を踏まえ、記載を修正） | - |
| 1-19 | ⑨ p284の崩壊熱除去の設計の説明を例にするが、設計として示す必要がある情報を全て挙げた上で明確にすること。その説明のためには、その前段として、資料2において設計において考慮すべき内容を挙げた上で、それをどの項目で説明するかというすみ分けを整理しておく必要があるため、繋がりを含めて資料を整理すること。 | 6月28日 | 資料2,3で説明する事項のすみ分けとして、資料2では設計上考慮すべき事項を各設計説明分類ごとに明確にし、資料3では資料2での整理を踏まえ、具体的な設計（給排気口の位置、フロアの設置等）を説明することで資料間の繋がりを持たせた記載とする。 | P125 (資料2) P165 (資料3④) P199, 200 (資料3②) | - |
| 1-20 | ⑳ p294/p298：容器落下時のGBへの影響については、閉じ込めと搬送設備との関係もあり、どの内容をどこまで説明するか、及び資料2においてどのような要求があるか、の整理も必要であり、説明ロジックの整理も含め、他の設計説明分類の記載とのすみ分けを整理すること。2-2の評価との関係を含めて2-1として説明することの整理、個別補足説明資料で説明する整理も追加する | 6月28日 | 【資料2】 MOX粉末を取り扱うグローブボックスの閉じ込め機能を損なわない設計について、関係性を整理し、資料2にてどの設計説明分類の設計分類で展開するかを明確になるよう記載を見直す。また、個別補足説明資料で説明する内容についても整理し、資料②にて明確にする。 グローブボックス内外のクレーン等の重量物を設置しないこと（グローブボックスの第14条内部発生飛散物に係る配置設計）、容器を搬送する内装機器が容器を落下、転倒、逸走を防止すること（機械装置 搬送設備の第16条搬送設備に係る構造設計）、グローブボックス缶体をステンレス鋼とすること（グローブボックスの第10条グローブボックスの構造に係る構造設計） 【資料3】 資料2での展開方針に従い、グローブボックスの構造設計として、缶体の構造について、構造設計で示すとともに、関連する説明設計分類について、紐づくよう注記を修正 | P103 (資料2) P164,236 (資料3①) P189,227,241 (資料3①) ※機械装置 搬送設備の、内装機器として要求されるグローブボックス破損防止対策は説明グループ1の機械装置 搬送設備の資料3を提出する際に示す。 | - |
| 3-4 | ④ 資料3②の構成として、閉じ込めみの設計方針、閉じ込めと耐震が関連する方針があることから、構成としてどこに記載しているのか全体像が分かるように整理すること。また、全体像を整理するにあたり、主条文と、示されている関連条文が分かるよう、資料冒頭に目次をつける等を検討すること。 | 7月21日 | 資料3②の冒頭に、全体構成を目次として添付する。本目次においては、主条文の構造設計等を軸に、関連する他条文の構造設計等を示す。また、他の設計説明分類における設計とも基本設計方針番号で紐づけることで示す。 | P184-189 | - |
| 3-5 | ⑤ 次回の審査会合では、共通12の内容整理の結果としては、資料1及び資料2では整理の結果にならないため、資料3②等を用いて説明することになると想定されるが、前段の資料2との紐付けが見えないと、共通12としての構成を読み取ることができないため、基本設計方針等が紐づくよう、資料3②で記載している枠内の記載内容を拡充すること。 | 7月21日 | 資料3②の冒頭に、添付する全体構成の目次において、各項目は、各基本設計方針の要求を踏まえた説明項目とするとともに、各項目に対する説明内容の冒頭に、【条文番号】と（ ）書きで基本設計方針の要求事項の概要をキーワードとして示す。 資料3②の各テキストボックスの構造設計等の説明に紐づける基本設計方針番号の後に、基本設計方針の要求事項の概要をキーワードとして示す。 | P184-189 P196 | - |

| No | 耐震に関するコメント | ヒアリング | 修正・対応方針 | 共通12 対応頁 | コメントリスト 添付 |
|--------------------|--|-------|---|-------------------------|------------|
| (1) 耐震整理方針等 | | | | | |
| 1-21 | 21 p274、275にある詳細設計展開表（耐震設計プロセスの条件）については、資料3になつて登場することに違和感があり、資料2の段階で整理されるべき内容と考えられるため、2-1/2-2で説明すべき内容の切り分けも検討し、上流側からの繋がりを含め再度整理すること。 | 6月28日 | 以下のステップにて、設計プロセス条件を設定に係る構造設計、添付書類での展開事項等を整理する。 ① 機器の耐震設計プロセスを用いて、「2-1」にて構造設計として説明すべき設計プロセス条件を整理する。 ② 上記整理を踏まえ、各設計プロセス条件において、構造設計として説明すべき内容を整理し、添付書類等で示すべき事項（観点）を整理する。 ③ ②を踏まえ、資料2にて設計プロセス条件を設定するための構造設計と基本設計方針、添付書類の関係性を整理し、説明グループ等について、整理する。 ④ ②③での整理を踏まえ、資料3にて、構造図等を用いて、具体の各設計プロセス条件の設定するための構造設計を示す。具体の構造設計及び②で整理した添付書類等で展開すべき事項を踏まえ、添付書類等への記載の拡充内容を整理する。 | P27-46（本文 別紙） | - |
| 2-8 | ⑧ P15：設備の設計として考慮すべき事項をP9のフローに沿って検討したうえで、結果として、どの添付書類で示すのが整理すること。 | 7月13日 | 「1-21」の対応方針の②にて、設計プロセス条件として、構造設計として説明すべき事項を整理し、添付書類にて示すべき事項（観点）を整理する。 | P31-43（本文 別紙） | - |
| 3-3 | ③ P13：添付書類にて展開すべき事項について、添付書類の役割を踏まえてどこで何を記載するのか分かるように整理を進めること。 | 7月21日 | 「1-21」、「2-8」における整理に当たって、各添付書類での役割を踏まえて、どの添付書類に何を示すのかの考え方がわかるよう、添付書類の関係性を整理する。 | P31-43（本文 別紙） | - |
| 2-11 | ⑪ 資料2にて構造として考慮すべきものを整理したのち、次のステップとしてどの添付書類に記載するのか、各ステップでやるべきことを整理し、P9との流れを踏まえて整理すること。 | 7月13日 | 「1-21」の対応方針の②にて、添付書類で示すべき事項（観点）、各添付書類との関係性を踏まえて、「1-21」の対応方針③において、資料2にて設計プロセス条件、添付書類、基本設計方針、説明グループを整理する。 | P27-46（本文 別紙） | - |
| 2-9 | ⑨ P30：耐震の資料2として「設計説明分類」「説明対象機器」「耐震設計」「設計プロセス条件」が並んでいるが、P9で示している各項目での記載事項が、P30以降の記載と整合していない。資料2と資料3で記載すべき内容と繋がりが分かるように整理すること。 | 7月13日 | 「1-21」の対応方針のステップを踏まえて、設計プロセス条件から整理するよう構成順序を見直す。耐震設計は、解析モデルごとに説明していくことを踏まえて、解析モデルごとに設計説明分類を整理していく構成に見直す。資料2にて基本設計方針、添付書類との関係性を整理した内容を資料3へ展開する。 | P44（本文 別紙） | - |
| 1-26 | 26 耐震として個別に資料を起こしているが、閉じ込め機能の維持について、GBの構造設計の結果を評価するものであるため、耐震設計として新たに図面を整理するのではなく、構造設計の図の中で、耐震の情報を追加していくことも説明できると考えられる。そのような整理の検討を進めること。 | 6月28日 | 閉じ込めを受けた構造設計の設計方針と耐震の設計方針の関係性が明確になるよう資料3①にて、紐付けを行う。紐つけた設計方針を資料3②にて同じスライドに示し、閉じ込めを受けた構造設計と耐震の設計方針の関係性がわかるよう、構成を見直す。 | P192（資料3②） | - |
| 1-28 | 28 グローブボックス接続部のベローズについては、閉じ込め機能の確保として、耐震設計と関係するとの説明があつたはずであり、その反映を行うこと。それ以外の記載についても、全ての設計考慮事項が漏れなく展開されるよう整理すること。 | 6月28日 | 「No.1-26」と同様に、同じスライドに閉じ込めと耐震の設計方針を示すよう、構成を見直す。 | P209（資料3②） | - |
| 2-12 | ⑫ P32：10条-3①-1、10条3①-3のような大枠の構造設計とそれに関係する6条の設計の関係性を同一ページで示す等、資料3②を見直すこと。（閉じ込めを分割し、そのページで何を示すのか分かるようにすること。） | 7月13日 | 「No.1-26」と同様に、同じスライドに閉じ込めと耐震の設計方針を示すよう、構成を見直す。 | P190（資料3②） | - |
| 3-8 | ⑧ P43：GBは動的な閉じ込めである特徴を踏まえて、GBの気密性に関する設計として、気密を担保するための設計の説明が不足しており、また、耐震設計への展開ができていない。資料3での構造、設計方針を説明する場合に、ある程度の類型化を検討した記載となるよう、ルール化することも含めて記載を見直すこと。 | 7月21日 | グローブボックスは、構造および換気設備での換気による動的閉じ込めにて密閉性を維持する方針であることがわかるよう、構成を見直し、耐震設計との関係性を整理する。 構造設計の類型化については、各構造について、それぞれ整理、抽出した上で、横に並べ、共通的な方針を整理し、類型化するように対応することとする。 | P190（資料3②） | - |
| 1-27 | 27 補足説明資料で説明する内容が不明確で、どのような内容の説明がなされるのかが、資料から読み取ることができないため、説明すべき内容がわかるよう、記載を充実させること。 | 6月28日 | 資料2の「関連する個別補足説明資料」欄で設計方針に対して何を補足説明すべきか記載するとともに、資料3で該当する構造設計等の説明内容を個別補足説明資料に飛ばす際も、資料2の記載を踏まえて拡充を行う。 | P102（資料2） P163（資料3①） | - |

| (2) 設計プロセス条件等の展開 (解析モデル) | | | | | |
|--------------------------------|---|-------|---|--------------------------------------|---|
| 1-22 | 22 GBの耐震評価において、何故、有限要素モデルを用いて評価するのか、その理由の説明が必要であるため記載すること。その際、設計としての考え方の事実を忠実に反映するような記載とするよう、検討すること。また、有限要素モデルの中で、梁モデル、シェルモデルの適用の考え方を明確にすること。 | 6月28日 | グローブボックスが閉じ込みからの要求を受けた構造となっており、その設計を受けてなぜ有限要素モデルにて解析することの考え方を資料3①、②にて説明する。 | P221, 222 (資料3②) | - |
| 2-10 | ⑩ コメントリストNo.22：P31にて、有限要素モデルに設定した理由が分からないため、質点系モデルやはりモデルの設定の考え方を、資料2の中で示すこと（有限要素法はクレーン等の複雑構造を有する設備の評価に適用する方針となっているが、GBが現状の設計方針で示し切れているか、示していないのであれば設計方針をどう書けばよいかを検討すること）。 | 7月13日 | 「1-22」でのグローブボックスにおける解析モデルの設定の考え方を踏まえて、どういった機器に対して有限要素モデルを適用するのかの考え方を整理する。資料2では、設計プロセス条件と基本設計方針、添付書類の関係性を整理し、資料3にて、添付書類における解析モデルの設定の考え方の記載を整理する。 | P221, 222 (資料3②) | - |
| 1-29 | 29 グローブボックスの内装機器は、耐震評価において考慮すべきものであるが、その考え方が記載されていないため、耐震モデルにおいて内装機器をどのような考え方で考慮しているのか示すこと。 | 6月28日 | グローブボックスの内装機器の相互影響を考慮し、付加重量として、相当する位置の近傍節点あるいは要素に付加し考慮することを、質量の設定の考え方として説明する。 解析モデルとして、架台が共通となっている場合、台車のレール等が分割されていない場合、内装機器の架台がグローブボックス間に跨る場合については相互影響を考慮し、連成モデルにてモデル化を行うことの考え方を説明する。 | P167, 172 (資料3①) P194, 222 (資料3②) | - |
| 1-25 | 25 評価に用いている環境条件について、基本方針の内容と齟齬が生じないように記載を適切に修正するとともに、その条件設定の考え方がわかるようにした上で、適切な分類の箇所（解析モデルの設定条件）に記載すること。特に、評価における付加重量については、どのように考慮しているかも含め、記載を充実させること（温度 温度の記載での齟齬、比重の記載及び記載箇所の整理、有限要素モデルに質量が限定されている等）。 | 6月28日 | 「1-29」に示すグローブボックスの内装機器の付加重量として考慮すること、それ以外の付属機器についても、付加重量として、相当する位置の近傍節点あるいは要素に付加し考慮することがわかるよう、記載を見直す。 その他、温度、比重について記載を見直す。 | P167, 172 (資料3①) P194, 222 (資料3②) | - |
| 1-31 | 31 防火シャッターについて、耐震モデルとしてどのように考慮しているのかについて、説明を追加すること。また、評価においては波及影響（扉のバツキ）についても、どのように考慮しているのか、説明を追加すること。 | 6月28日 | グローブボックスの一部である防火シャッター取付部（ケーシング）の設計方針を示し、構造図を用いてモデルの設定の考え方について、説明する。また、内装機器となる防火シャッターは下位クラス施設となることから、波及的影響の考慮にかかる設計方針について説明グループ1にて説明し、具体的な構造は説明グループ3の火災防護設備（シャッター）にて説明する。 | P223 (資料3②) | - |
| (2) 設計プロセス条件等の展開 (寸法) | | | | | |
| 1-23 | 23 構造を説明する図においては、耐震評価に必要な寸法、構造（缶体のサポート等）を2-1構造設計として示し、2-2の評価（解析プログラムや入力地震動等）に繋げること。 | 6月28日 | グローブボックスの寸法を示した構造図を示し、モデル設定における寸法から各部位の部材長、断面特性の設定していくことがわかるよう資料3にて示す。 | P194, 217 (資料3②) | - |
| (2) 設計プロセス条件等の展開 (拘束条件), 支持構造物 | | | | | |
| 1-24 | 24 構造を説明する図において、GB基礎部の構造が分かるように示した上で、評価における拘束条件をどのように設定しているか分かるように記載すること。 | 6月28日 | グローブボックスの直接支持構造物の基礎ボルト締結部の構造を示し、拘束条件の設定の考え方を図を用いて資料3にて示す。 また、埋込金物との取り合いの構造について、図を用いて資料3にて示す。 拘束条件の設定の考え方に係る添付書類の記載修正案について、次回説明する。 | P218-220 | - |
| 1-30 | 30 p307、308：拘束条件の記載について、どのように考慮しているものなのか、現状の記載ではわからないので、記載を充実させて説明を追加すること。 | 6月28日 | 「1-24」、「3-9」、「3-10」での整理を踏まえて、添付書類への展開する内容を整理する。 | P218-220 | - |
| 3-9 | ⑨ P63：支持構造物の基礎ボルトの位置について、拘束条件として、GBの実構造を踏まえて設定が妥当か分かるように示すこと。また、基礎ボルトの配置や構造を示す図は一般構造を示す図のように見えるため、マスキングが必要が精査すること。 | 7月21日 | グローブボックスの具体構造の図を示し、固定とする又は並進3方向拘束等とする考え方について説明する。 マスキングについては、社内ルール等を確認し、適切に対応する。 | P218-220 | - |
| 3-10 | ⑩ P63：支持部として、どういった拘束 固定を行うために、どういった設計をしている、という話があった上でどのような評価を行う、というのが説明の流れであり、どういった構造で4本拘束とするのか、どういった構造で1本とするのか、といった構造の考え方、設計方針を示すこと。 | 7月21日 | グローブボックスの支持構造物として、缶体を支持する本体支持架台は原則操作性を考慮し床置きとし、核燃料物質の搬送等の観点より、缶体の支持構造物を脚とする場合、グローブボックスを壁又は天井付近に設置する場合などは脚部、耐震サポートにより支持することなどの支持構造物の設計の考え方を説明し、拘束条件としての設定の考え方について説明を追加する。 | P218-220 | - |
| (2) 設計プロセス条件等の展開 (温度, 圧力等) | | | | | |
| 3-7 | ⑦ GBの耐震における設計プロセスの条件として、圧力（GB内の負圧）は換気設備の設計条件と関連すると考えられることから、換気システムの設計と関連させる等、整理方法を検討すること（GB内圧力については、換気システム設計との関係が分かるよう図示すること。また、資料3から「2-2」の説明にどのように繋げていくのか、整理方針を検討すること。：資料1は設備を主軸に整理、資料2は条文ごとに資料1の整理を踏まえて整理しつつ「2-2」への展開を整理、資料3は具体的なシステム構造、配置の設計方針を示すといった整理をすること）。 | 7月21日 | 資料2及び資料3①にて、圧力については、換気設備のシステム設計から、グローブボックス内の負圧目標値を考慮した設計とすることがわかるよう、関連づけて説明できるよう、構成、記載を見直す。 | P193, 247, 248 (資料3②) | - |
| 3-11 | ⑪ P68、73等の表：設計プロセスの条件となる温度等はシステム設計との関係等、資料での整理を進めること。 | 7月21日 | 温度の設定の考え方として、換気設備のシステム設計として、崩壊熱等を考慮し、通常時において給気設備による入気温度、排気風量等によりグローブボックス内の温度を40℃以下となるよう設計することと紐付け、グローブボックスの耐震評価における温度設定の考え方について説明する。 | P200, 249, 250 (資料3②) | - |

次回審査会合での説明骨子

「2 - 1 : システム設計、構造設計等」に係る説明

- MOXの主要設備であるグローブボックス（閉じ込めが主条文）の構造設計等が設計方針に沿っているかの説明を行う。
- 合理的に構造設計等を説明するとした全体方針に基づき、設計方針の関連性を考慮し、グローブボックスの主条文である閉じ込めの要求事項を踏まえた構造設計等に加え、閉じ込めを踏まえた設計を前提として設計方針を示す耐震条文の要求事項を踏まえた構造設計等についても併せて説明する。
- また、グローブボックスに係る一連の設計の説明を完結させる観点から、グローブボックスの主条文である閉じ込めの要求事項を踏まえた構造設計等の前提となる換気設備（負圧維持、廃棄能力）、機械装置・搬送設備（内装機器）、ラック／ピット／棚（廃棄能力に関係する崩壊熱除去）に係る構造設計等についても併せて説明する。
- 説明すべき設備に対する主条文、関連条文の関係やそれぞれの設備に対して各条文で説明が必要な事項等の関係性を整理し、類似のものは同じグループとして説明するよう説明グループを設定。
- 今回の説明対象はグローブボックス（閉じ込めが主条文）を主軸とする説明グループ1である。

「2-1：システム設計、構造設計等」に係る説明

【構造設計等に係る説明の進め方】

設備の構造等を踏まえて類型

| 項目 | 設計説明分類 |
|----|------------------------------|
| 1 | グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む） |
| 2 | グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備 |
| 3 | 換気設備 |
| 4 | 液体の放射性物質を取り扱う設備 |
| 5 | 運搬・製品容器 |
| 6 | 機械装置・搬送設備 |
| 7 | 施設外漏えい堰 |
| 8 | 洞道 |
| 9 | ラック/ピット/棚 |
| 10 | 消火設備 |
| 11 | 火災防護設備（ダンパ） |
| 12 | 火災防護設備（シャッタ） |
| 13 | 警報設備等 |
| 14 | 遮蔽扉、遮蔽蓋 |
| 15 | その他（非管理区域換気空調設備、窒素ガス供給設備） |
| 16 | その他（被覆施設、組立施設等の設備構成） |
| 17 | 重大事故等対処設備 |

新規に設備を設計する観点で申請対象設備を設備の構造等を踏まえて類型

グローブボックスに係る一連の設計の説明を完結させるよう説明単位を設定

設計の関連性を踏まえた説明の纏まりの設定

主要設備である「1. グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）」

グローブボックスの主要要求事項として閉じ込め（主条文）

グローブボックスに繋げて系統設計し閉じ込めの要求事項を達成する「3. 換気設備」

グローブボックスの閉じ込めに係る構造設計に関連する内装機器として、「6. 機械装置・搬送設備」、「9. ラック/ピット/棚」

構造設計等に係る説明の進め方（説明グループ）

関連条文については、設計としての説明の纏まりを考慮し、他の説明グループで纏めて説明

| 説明グループ | 項目 | 設計説明分類 | 主条文 | 本説明グループで説明を行う関連条文 | 別の説明グループで説明を行う関連条文 |
|--|----|--------------------------------------|--|---|---|
| 1 閉じ込め 関係条文 の対象 (グローブボ ックスに係る一連 の設計範囲) | 1 | グローブボックス (オープンポートボ ックス、フードを含む) | | 第5条、第26条 地盤、第6条、第27 条 地震【質点系：換気設備（ファン）、有限要素：グローブボックス、標準支持間隔：換気設備（配管、ダクト、ダンパ）並びにB及びCクラスの設計方針<<Gr1,2,3,4共通>>】 第14条 安有【内部発生飛散物】【地下階への設置】 第16条 搬送【落下、転倒防止】 第17条 貯蔵【貯蔵施設に対する換気設計等】 第20条 廃棄【気体廃棄】 第23条 換気【換気】 | 第4条 臨界 【単一ユニット管理、単一ユニット間の配置設計(Gr3/2を代表に説明)】 第8条 外部衝撃 【換気設備の竜巻の構造強度設計、換気系のばい煙等の建屋内侵入防止(Gr2/3で説明)】【防護対象施設の配置 (Gr2/10を代表に説明)】【避雷設計等(Gr2/15を代表に説明)】 第11条、第29条 火災【GB及び換気系の火災区域貫通部の延焼防止対策(シャック、ダンパ) (Gr2/11,12を代表に説明)】【水素滞留等に係る換気、系統分離対策を講じる設備の配置等(Gr2/3で説明)】【GBパネル、遮蔽体等の不燃材、難燃材の使用(Gr2/1,6で説明)】 第12条 溢水【防護対象施設の機能喪失高さ等(Gr3/1,3で説明)】 第14条 安有【洞道の共用に伴う負圧管理方法等(Gr3/8を代表に説明)】 【施設共通方針(Gr4/16を代表に説明)】 第15条、第31条 材料【構造計算で示す設備、設計方針で示す設備(Gr3/4を代表に説明)】 第22条 遮蔽【遮蔽体の構造設計(Gr4/14)を代表に説明】 |
| | 3 | 換気設備 | 第10条 閉じ込め 【閉じ込め機能】 【換気設備（負圧維持）】 【容器落下】 | | |
| | 6 | 機械装置・搬送設備 | | | |
| | 9 | ラック/ピット/棚 | 第17条 貯蔵 【崩壊熱除去に係る設計】 | — | 第4条 臨界【ラック/ピット/棚の複数ユニットの構造設計(Gr3/9で説明)】 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震【有限要素(Gr1/1,6を代表に説明)】 第8条 外部衝撃【防護対象設備の配置(Gr2/10,11を代表に説明)】 第11条、第29条 火災【遮蔽体の不燃材、難燃材の使用等(Gr2/1,6を代表に説明)】 第12条 溢水【防護対象施設の機能喪失しない構造(Gr3/9で説明)】 第14条 安有【施設共通設計(Gr4/16を代表に説明)】 第17条 貯蔵【貯蔵能力(Gr3/9で説明)】【貯蔵施設の設備構成(Gr4/16で説明)】 第22条 遮蔽【遮蔽体の構造設計(Gr4/14を代表に説明)】 |

- 説明グループ1はMOXの主要な設備であるグローブボックスについて、主条文である閉じ込めの適合説明と、閉じ込めと関係するため合わせて説明が必要な関連条文を対象とする。(ラック/ピット/棚の第17条に係る崩壊熱除去の適合説明は換気設備の崩壊熱除去設計と合わせて説明)
- 上記以外のグローブボックスの関連条文は、後段の説明グループで他の設計説明分類と纏めて説明することで効率的に適合説明を行う。

- ※ 下線の条文は、当該説明グループで説明が完了する条文を示す。
- ※ 「Gr〇（説明グループ）/〇（項目番号）」を示す。
- ※ 条文名称は略称とする。
- ※ 【 】は、説明内容を示す。
- ※ ()は、別グループの展開先のグループ、項目番号を示す。
- ※ << >>は、別グループからの展開元を示す。

注) MOXは、大きく4つに分割して申請するため第2回で設計が全て揃わない条文がある。

- ◆ 構造設計等に係る説明として、系統として機能を達成するもの、系統を構成する機器単体で機能を達成するもの及び機器の配置により機能を達成するものがあることから、系統としてのシステム設計、機器単体の構造設計、配置設計の各々について説明する。
- システム設計：必要な機能を達成するための系統としての設計（系統での設備構成等（単体の機器の構造では説明できない設計）系統図等を用いて説明）
- 構造設計：機器単体に要求される機能を達成するための設計（構造、寸法、性能等 構造図等を用いて説明。機器の構造を決めるうえで必要な隣接設備とのクリアランス確保などの設計は構造設計として説明）
- 配置設計：複数機器の相互間の距離や建屋内等に設置する等の設計（配置情報等 機器配置図等を用いて説明）
- ◆ 設計説明分類ごとに設計項目（システム設計・構造設計・配置設計）に対して設備等の具体的な設計を示す。
- ◆ 構造設計等の具体的な設計として、基本設計方針等の設計方針との関係を踏まえて、どう設計に展開したかが明確になるよう示す。

◆ グローブボックスの主条文である閉じ込めの要求事項を踏まえた構造設計等と閉じ込めに係る設計を前提として展開する耐震設計について、要求事項との関係を含めて相関を明確にして構造設計等を説明する。

| 項目 | 説明内容（主条文） | 説明内容（関連条文） | 該当頁 | 関連する設計説明分類 |
|-----------------------------|---|---|-----|----------------------------------|
| 1. グローブボックスの閉じ込めに係る構造 | (見出し) | | | |
| (1) 缶体、窓板部及びステンレスパネル部 | (見出し) | | | |
| a. 缶体、窓板部及びステンレスパネル部の構造概要 | 【10条(1)】（密閉構造，負圧維持） ・グローブボックスの缶体、窓板部及びステンレスパネル部の閉じ込め要求を踏まえた核燃料物質等が漏えいし難い構造とすること及び換気設備により負圧にすることにより密閉性を確保することの考え方を説明する。 | 【6条27条(1)】（構造強度，機能維持） ・グローブボックスの缶体、窓板部及びステンレスパネル部の閉じ込め要求を踏まえた構造における耐震設計の概要を説明する。 | | 【説明Gr1】負圧維持に係る換気設備のシステム設計（23条-3） |
| b. 耐震要求 | — | 【6条27条(2)】（耐震重要度分類，波及的影響，構造強度，機能維持） ・グローブボックスに要求される耐震重要度分類及び閉じ込め機能維持するための構造強度，閉じ込め機能維持に係る耐震要求について説明する。 | | |
| c. 缶体の詳細構造及び耐震設計 | 【10条(2)】（密閉構造，腐食対策） ・缶体が核燃料物質等が漏えいし難い構造であることを具体構造示して説明する。また，腐食対策としてステンレス鋼を用いることを説明する。 【10条(3)】（密閉構造） ・グローブボックスの缶体に各部位が取り付けられた状態において，グローブボックス全体として漏れ率が0.25vol%/h以下の核燃料物質等が漏えいし難い構造とし，換気設備により負圧にすることで密閉性を確保する設計であることを説明する。 | 【6条27条(3)】（構造強度，減衰定数，機械的荷重） ・閉じ込め要求を受けた缶体の構造における構造強度の確保に係る考え方を説明する。 ・閉じ込め要求を受けた缶体の構造から，減衰定数の設定の考え方を説明する。また，グローブボックスの構成を踏まえ，荷重の組合せとして機械的荷重は考慮不要であることを説明する。 【6条27条(4)】（圧力） ・グローブボックスを換気設備により負圧に維持するシステム設計を踏まえ，圧力の設定の考え方について説明する。 【6条27条(5)】（寸法，断面特性，材料特性，比重（密度），質量） ・グローブボックスの缶体の具体構造から，寸法，断面特性，材料特性，比重（密度），質量の設定の考え方を説明する。 | | 【説明Gr1】負圧維持に係る換気設備のシステム設計（23条-3） |
| d. 窓板部及びステンレスパネルの詳細構造及び耐震設計 | 【10条(4)】（密閉構造） ・缶体に取り付ける窓板部及びステンレスパネル部の構造が核燃料物質等が漏えいし難い構造であることを具体構造を示して説明する。 | 【6条27条(6)】（機能維持） ・窓板部及びステンレスパネル部の取付部の閉じ込め機能維持として，核燃料物質等が漏えいし難い構造を維持するための考え方について説明する。 | | |
| e. グローブポート等の詳細構造 | 【10条(5)】（密閉構造） ・窓板部及びステンレスパネル部に取り付けるグローブポート，窓板部，グローブの構造が核燃料物質等が漏えいし難い構造であることを具体構造を示して説明する。 | — | | |

a. 缶体、窓板部及びステンレスパネルの構造概要【主:第10条(1) 関連:第6条27条(1)】

MOX燃料加工施設は、加工工程において、非密封の核燃料物質のMOX粉末、ペレット等を取り扱うことから、作業環境中に核燃料物質が飛散又は漏えいを防止するため、グローブボックス内で加工機器、容器等を取り扱う設計とする。グローブボックスは負圧維持のための給気口及び排気口、消火に必要な消火配管等の管台、運転に必要な窓板部、コネクタ部等が取り付けられる構造とする。グローブボックスは、グローブボックス全体の漏れ率を0.25vol%/h以下の核燃料物質等が漏えいし難い構造とし、換気設備により負圧を維持することにより気密性を確保する設計とする。(10条-3①-1, ②-1: GB密閉構造, 負圧維持)※1

グローブボックスの缶体は胴版等の板状の部材、柱及びはりで構成し溶接及びボルト締結により加工された構造とし、核燃料物質等が漏えいし難い構造とする。(10条-3①-2 : GB密閉構造)

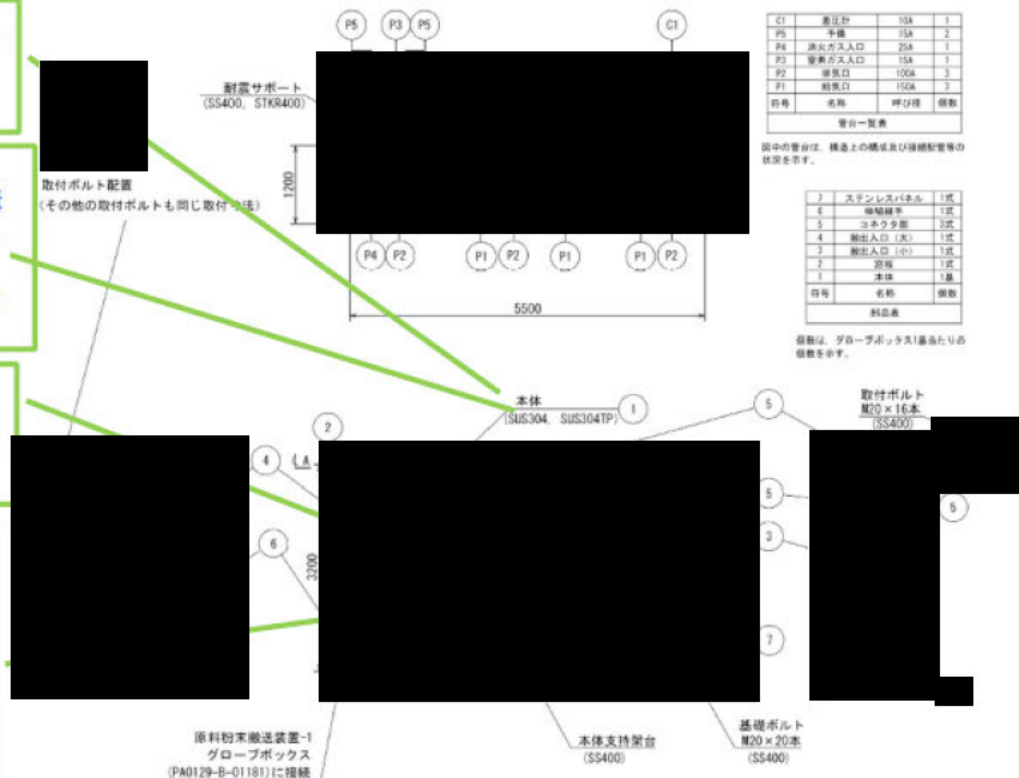
○設計プロセス条件(構造強度(許容限界))

グローブボックスの缶体、防火シャッタ取付部及び支持構造物は、構造の種類を踏まえ、許容限界として支持構造物の許容限界を適用し、要求される耐震重要度に応じた設計用地震力に対して閉じ込め機能として核燃料物質等が漏えいし難い構造を維持するために必要な構造強度を有する設計とする。(6条27条-70 構造強度①)※1

グローブボックスは、グローブボックス内の視認、操作のために必要な窓板部及びステンレスパネル部を缶体にガスケットを介して付けられる構造とし、核燃料物質等が漏えいし難い構造とする。(10条-3②-1: GB密閉構造)

○閉じ込め機能の維持

窓板部(グローブポート含む)、ステンレスパネル部、は、強度評価により健全性評価ができない部位であることから、地震時及び地震後において、要求される耐震重要度に応じた地震動による応答加速度が、当該部位に対する加振試験等により漏れ率が0.25vol/h以下となることを確認した加速度以下であること又は解析により、確認することで、閉じ込め機能維持として核燃料物質等が漏えいし難い構造が維持されることを確認する。(6条27条-61-1閉じ込め機能維持等①)※2



※1 換気設備による負圧維持については、換気設備のシステム設計にて説明する。

※2 構造強度に係る許容限界、閉じ込め機能維持に係る機能確認済加速度を超えないことを評価する。(Ⅲ-2-1-2-2-1 グローブボックスの耐震計算書)

要求される耐震クラスをP10に、窓板部、ステンレスパネル部の詳細構造をP5, 6に示す。解析モデルについては、P25に示す。

構造設計等に係る説明の進め方（説明グループ）

| 説明グループ | 項目 | 設計説明分類 | 主条文 | 本説明グループで説明を行う関連条文 | 別の説明グループで説明を行う関連条文 |
|---------------------------------|----|---|--|---|---|
| 2 火災、 外部衝撃 関係条文の 対象 | 10 | 消火設備 | 第11条、第29条 火災【消火設備】 【GB及び換気系の火災区域貫通部の延焼防止対策(シャッタ、ダンパ) <<Gr1/1,3>>】 | 第8条 外部衝撃【防護対象施設の配置設計<<Gr1/1,3,9>>】 第18条 警報【自動回路に係る設計】 | 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震【質点系、有限要素、標準支持間隔、クラスの設計方針(Gr1/1,3,6を代表に説明)】 第12条 溢水【防護対象施設の機能喪失高さ等(Gr3/1,3,9を代表に説明)】 第14条 安有【施設共通設計(Gr4/16を代表に説明)】 第15条、第31条 材料【構造計算で示す設備、設計方針で示す設備(Gr3/4を代表に説明)】 |
| | 11 | 火災防護設備(ダンパ) | | | |
| | 12 | 火災防護設備(シャッタ) | | | |
| | 15 | その他（非管理区域換気空調設備、窒素ガス供給設備） | 第8条 外部からの衝撃による損傷の防止【換気設備の竜巻の構造強度設計、換気系のばい煙等の建屋内侵入防止、避雷設計等(Gr2/3を代表に説明)】 【避雷設計等<<Gr1/3>>】 | - | 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震【クラスの設計方針(Gr1/1,3,6を代表に説明)】 第11条、第29条 火災【(油内包設備等の設置室の換気(Gr2/3を代表に説明)】 第14条 安有【施設共通設計(Gr4/16を代表に説明)】 |
| | 1 | グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）(Gr1) | 第10条 閉じ込め※Gr1で閉じ込め、容器落下について説明 | 第11条、第29条 火災【GBパネル等の不燃材、難燃材の使用<<Gr1/1,6,9>><<Gr3/5,8>><<Gr4/14>><<Gr5/17>>】 | 不燃性、難燃性材料の使用に係る設計方針（第11条）については、Gr2の火災の説明と合わせて説明 |
| | 6 | 機械装置・搬送設備(Gr1) | | | |
| | 3 | 外気を取り入れる設備の防護設計（第8条）、水素滞留等に係る換気の設計方針（第11条）について、Gr2の火災及び外部衝撃の説明と合わせて説明 | 第8条 外部衝撃【換気設備の竜巻の構造強度設計、換気系のばい煙等の建屋内侵入防止、防護対象施設の配置 <<Gr1/3>>】 第11条、第29条 火災【水素滞留等に係る換気、系統分離対策を講じる設備の配置等 <<Gr1/3>><<Gr2/15>>】 | - Gr1/3のとおり | |

・ 説明グループ2はMOXの主要な設備である消火設備に係る設備について、主条文である火災に係る設計方針を説明する。また、消火設備は外部衝撃の防護対象であることから、外部衝撃に係る設計方針について説明する。

- ※ 下線の条文は、当該説明グループで説明が完了する条文を示す。
- ※ 「Gr〇（説明グループ）/〇（項目番号）」を示す。
- ※ 条文名称は略称とする。
- ※ 【 】は、説明内容を示す。
- ※ ()は、別グループの展開先のグループ、項目番号を示す。
- ※ << >>は、別グループからの展開元を示す。

構造設計等に係る説明の進め方（説明グループ）

| 説明グループ | 項目 | 設計説明分類 | 主条文 | 本説明グループで説明を行う関連条文 | 別の説明グループで説明を行う関連条文 |
|--------------------------|----|-----------------------------------|--|--|--|
| 3 閉じ込め 関係条文 の対象 | 2 | グローブボックスと同等の閉じ込め機能を有する設備 | 第10条 閉じ込め 【閉じ込め（グローブボックス以外）】 【漏えい防止】 | 第4条 臨界【臨界計算に係る運搬・製品容器の構造、形状】【単一ユニット管理、単一ユニット間の配置設計】<<Gr1/1,6>>】 | 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震【クラス的设计方針(Gr1/1,3,6を代表に説明)】 第22条 遮蔽【遮蔽体の構造設計(Gr4/14を代表に説明)】 第14条 安有【施設共通設計(Gr4/16を代表に説明)】 第11条、第29条 火災【遮蔽体の不燃材、難燃材の使用】 |
| | 4 | 液体の放射性物質を取り扱う設備 | | 第11条、第29条 火災【洞道の火災区域・火災区画】 【ドレン系統の煙流入防止等】 | |
| | 5 | 運搬・製品容器 | | 第12条 溢水【洞道の地下水の流入が生じ難い構造】 | |
| | 7 | 施設外漏えい堰 | | 第14条 安有【洞道の共用に伴う負圧管理方法等】<<Gr3/3>>】 | |
| | 8 | 洞道 | | 第15条、第31条 材料【構造計算で示す設備、設計方針で示す設備】<<Gr1/1,3>><<Gr2/10,11>><<Gr4/17>>】 | |
| | 1 | グローブボックス（オープンポートボックス、フードを含む）(Gr1) | 第10条 閉じ込め ※Gr1で閉じ込め、容器落下、換気設備について説明 | 第17条 貯蔵【貯蔵能力（容器の容量）】 | Gr3のラック/ピット/棚と合わせて溢水防護対象設備の機能喪失高さ等の設計方針について、説明 |
| | 3 | 換気設備(Gr1) | | 第20条 廃棄【液体廃棄】 | |
| | 9 | ラック/ピット/棚(Gr1) | 第17条貯蔵【貯蔵能力(Gr1/9)】 ※Gr1で崩壊熱除去に係る設計について説明 | 第21条 汚染防止【洞道の塗装】 | 第12条 溢水【防護対象施設の機能喪失高さ等】<<Gr1/1,3>><<Gr2/10, 11>>】 |
| | | | 第4条 臨界【ラック/ピット/棚の複数ユニットの構造設計】<<Gr1/9>>】 | 第12条 溢水【防護対象施設の機能喪失しない構造】<<Gr1/9>><<Gr2/10>>】 | - Gr1/9のとおり |

- 説明グループ3はグローブボックス以外の閉じ込めに係る設備について、主条文である閉じ込めの適合説明と、閉じ込めと関係するため合わせて説明が必要な関連条文を対象とする。
- ラック/ピット/棚については、貯蔵能力、臨界管理等の設計が運搬・製品容器と関連するため、説明グループ3で合わせて説明する。
- ラック/ピット/棚に関連して、溢水の防護対象設備に係る設計方針について、説明グループ3で合わせて説明する。

- ※ 下線の条文は、当該説明グループで説明が完了する条文を示す。
- ※ 「Gr〇（説明グループ）/〇（項目番号）」を示す。
- ※ 条文名称は略称とする。
- ※ 【 】は、説明内容を示す。
- ※ ()は、別グループの展開先のグループ、項目番号を示す。
- ※ << >>は、別グループからの展開元を示す。

構造設計等に係る説明の進め方（説明グループ）

| 説明グループ | 項目 | 設計説明分類 | 主条文 | 本説明グループで説明を行う関連条文 | 別の説明グループで説明を行う関連条文 |
|--------------------------|----|----------------------|--|--|---|
| 4 警報、遮蔽、安有 関係条文の対象 | 13 | 警報設備等 | 第18条 警報 【警報に係る設計】 | — | 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震【Cクラスの設計方針(Gr1/1,3,6を代表に説明)】 第14条 安有【施設共通設計(Gr4/16を代表に説明)】 |
| | 14 | 遮蔽扉、遮蔽蓋 | 第22条 遮蔽 【遮蔽 <<Gr1/1,6,9>> <<Gr3/5,8>>】 | — | 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震【Cクラスの設計方針(Gr1/1,3,6を代表に説明)】 第11条、第29条 火災【遮蔽体の不燃材、難燃材の使用(Gr2/1,6を代表に説明)】 第14条 安有【施設共通設計(Gr4/16を代表に説明)】 |
| | 16 | その他（被覆施設、組立施設等の設備構成） | 第14条 安有 【その他加工施設の構成】 【施設共通方針<<Gr1,2,3,4共通>>】 | 第17条 貯蔵【貯蔵施設の設備構成<<Gr1/9>>】 | 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震【B及びCクラスの設計方針(Gr1/1,3,6を代表に説明)】 |
| 5 重大事故 関係条文の対象 | 17 | 重大事故等対処設備 | 第30条 重大事故等対処設備 【健全性、1.2Ss等】 | 第5条、第26条 地盤、第6条、第27条 地震 【常設耐震重要重大事故等対処設備、常設耐震重要重大事故等対処設備以外】 第33条 閉じ込める機能の喪失【外部放出抑制、代替グローブボックス排気】 | 第11条、第29条 火災【難燃材の使用(Gr2/1,6を代表に説明)】 第15条、第31条 材料【設計方針で示す設備(Gr3/4を代表に説明)】 |

- 説明グループ4は、閉じ込め、火災、外部衝撃、溢水以外の適合性に係る設備の設計方針について、説明する。
- 説明グループ5は、重大事故等対処設備について説明する。重大事故等対処設備については、MOXの第2回申請の対象設備における重大事故等対処設備は限定的なものであるため、重大事故等対処設備の設計説明分類等の整理は再処理で先行して進め、その結果をMOXに展開することとする。そのため、現時点では重大事故等対処設備として仮分類している。

- ※ 下線の条文は、当該説明グループで説明が完了する条文を示す。
- ※ 「Gr〇（説明グループ）/〇（項目番号）」を示す。
- ※ 条文名称は略称とする。
- ※ 【 】は、説明内容を示す。
- ※ ()は、別グループの展開先のグループ、項目番号を示す。
- ※ << >>は、別グループからの展開元を示す。

| 番号 | 機器 | 数量 | 設計仕様分類 | 設計仕様 分類の 品名等 | 第 二 十 七 号 機 器 第 一 号 | 第 二 十 八 号 機 器 第 一 号 | 第 二 十 八 号 機 器 第 二 号 | 第 二 十 八 号 機 器 第 三 号 | 第 二 十 九 号 機 器 第 一 号 |
|-----|-----------------------|-----|-----------|--------------------|--|--|--|--|--|
| | | | | | — | — | — | — | — |
| 439 | クラン機付機台設置 | 1 | 機台設置・搬送設備 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 440 | 成膜機 (原料供給機設置) | 3 | 成膜機、成膜機 | 第20号 | — | — | — | — | — |
| 441 | 原料混合貯蔵タンク | 20 | タンク/ピット/層 | 第17号 | — | — | — | — | — |
| 442 | 成膜機 (原料混合貯蔵機設置) | 20 | 成膜機、成膜機 | 第20号 | — | — | — | — | — |
| 443 | 成膜機支持台 | 4 | 成膜機、成膜機 | 第20号 | — | — | — | — | — |
| 444 | 3次元 (東野) (搬送機付) | 12 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 449 | 二江風荷搬送機付フィルムホット | 3 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 450 | 二江風荷搬送機付フィルムホット | 20 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 451 | 搬送機高機 | 3 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 452 | 3次元 (東野) (二江搬送機付) | 12 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 453 | 二江搬送機付フィルムホット | 11 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 454 | 二江搬送機高機 | 2 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 455 | 二江搬送機高機入ロ半輪ダンパ | 2 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 456 | 二江搬送機高機上ダンパ | 2 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 457 | 3次元 (東野) (グローブボックス機付) | 12 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |
| 458 | グローブボックス機付フィルタ | 242 | 機台設置 | 第10号 | — | — | — | — | — |

| 番号 | 機器 | 数量 | 設備区分 | 設備の 名称 | 設備 の 型式 | 適用規則 | | | | |
|-----|--------------------|------|---------------------------------------|-----------|---------------|-----------------------|-----------------------|----------------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | | | | | | 第二十七号 令 第三 条 | 第二十八号 令 第一 号 | 第二十八号 令 第一 号 第二 号 | 第二十八号 令 第三 号 | 第二十九号 令 第一 号 |
| 439 | グローブボックス排気フィルタ | 201部 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 440 | グローブボックス排気フィルタホック | 2 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 441 | グローブボックス排気扇 | 2 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 442 | グローブボックス排気吸入口半輪ダンパ | 2 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 443 | グローブボックス排気吐出ダンパ | 2 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 444 | 換気扇 | 12式 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 445 | 立配管 (直線換気口) | 12式 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 446 | 換気扇用ファン | 2 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 447 | 換気扇用付加機 | 2 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 448 | 排気扇 | 1 | 換気設備 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 473 | イオン風機排気装置 | 2 | 換気設備 換気設備の排気口に取り付け 装置 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 474 | イオン風機排気装置ポンプ | 2 | 換気設備 換気設備の排気口に取り付け 装置 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 475 | 換気風機排気装置 | 2 | 換気設備 換気設備の排気口に取り付け 装置 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 476 | 換気風機排気装置ポンプ | 2 | 換気設備 換気設備の排気口に取り付け 装置 | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |
| 477 | ろ過処理オープンポートボックス | 1 | グローブボックス(オープン ポートボックス、フード を含む。) | 第10条 | --- | --- | --- | --- | --- | |

凡例：

申請時期及び申請回次

| | |
|-----|--------------|
| 1 | 第1回申請 (2項変更) |
| 2-1 | 第2回申請 (2項変更) |
| 2-2 | 第2回申請 (1項新規) |
| 3-1 | 第3回申請 (2項変更) |
| 3-2 | 第3回申請 (1項新規) |
| 4-1 | 第4回申請 (2項変更) |
| 4-2 | 第4回申請 (1項新規) |

変更区分

| | |
|---------|--------------------------------------|
| 既設 | 既存の建物・構築物又は設備・機器で改造に該当しないもの。 |
| 新設(新規) | 建物・構築物又は設備・機器を新たに設置するものうち、新規申請設備のもの。 |
| 新設(既認可) | 建物・構築物又は設備・機器を新たに設置するものうち、既認可設備のもの。 |
| 増設 | 構造及び機能が既存と同一の建物・構築物又は設備・機器の台数を増やすもの。 |
| 改造 | 既存の建物・構築物又は設備・機器の仕様又は構造を変更するもの等 |
| 撤去 | 建物・構築物又は設備・機器を撤去するもの。 |

No1-11

新設のうち、新規制前に認可を受けたものと、認可を受けていないものとをわかるように分類を変更

DB区分

| | |
|-----|----------------------------|
| 安重 | 技術基準規則第一条第2項第八号の定義に該当するもの。 |
| 非安重 | 安重以外のもの。 |

SA区分

| | |
|----|--|
| 常設 | 技術基準規則第三十条第2項に該当するもの。(建物・構築物については、常設SA設備を収納する建屋も「常設」とする) |
| 可搬 | 技術基準規則第三十条第3項に該当するもの。 |

耐震設計 (DB)

| | |
|-----|---|
| S | 耐震重要度分類におけるSクラス施設 |
| B | 耐震重要度分類におけるBクラス施設 |
| B-1 | 耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、共振のおそれがあるため、弾性設計用地震動S _d に2分の1を乗じたものによる地震力に対して耐震性を保持できる設計とするもの |
| B-2 | 耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの |
| B-3 | 耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、一時保管ピット、原料MOX粉末缶一時保管装置、粉末一時保管装置、ペレット一時保管棚、スクラップ貯蔵棚、製品ペレット貯蔵棚、燃料棒貯蔵棚及び燃料集合体貯蔵チャンネルは、基準地震動S _s による地震力に対して過大な変形等が生じないよう設計するもの |
| B-4 | 耐震重要度分類におけるBクラス施設のうち、Sクラスのグローブボックスを備える経路については、基準地震動S _s による地震動に対して耐震性が確保される設計のもの |
| C | 耐震重要度分類におけるCクラス施設 |
| C-1 | 耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、波及的影響によって、耐震重要施設がその安全機能を損なわないように設計するもの |
| C-2 | 耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動S _s による地震力に対して火災感知及び消火の機能並びに溢水を防護する機能を保持できる設計とするもの |
| C-3 | 耐震重要度分類におけるCクラス施設のうち、基準地震動S _s による地震力に対して地下水の排水機能を保持できる設計とするもの |
| — | 上記以外 (当該施設において安全機能を有する施設として使用しないものを含む) |

耐震設計 (SA)

| | |
|-------------------------|---|
| 1.2 S s | 重大事故等の状態で施設に作用する荷重等を考慮し、基準地震動S _s の1.2倍の地震力に対して必要な機能が損なわれるおそれがないもの・事業(変更)許可における重大事故の発生を仮定する際の条件の設定及び重大事故の発生を仮定する機器の特定において、基準地震動の1.2倍の地震動を考慮した際に機能維持できる設計とした設備 ・地震を要因として発生する重大事故等に対処する常設重大事故等対処設備 |
| S, B, C (S), (B), (C) 等 | 代替する機能を有する安全機能を有する施設が属する耐震重要度分類のクラスに適用される地震力に十分に耐えることができるように設計するもの [() 内は、設計基準対象の設備を兼ねる設備及びその耐震重要度分類 (耐震設計 (DB) の区分を記載する)] |
| — | 上記以外 |

分類と対象

| 分類 | 対象 |
|-----|--|
| A | 1項新規申請となるもの (事業許可の整合性の観点で分類されるものは「<<A>>」) |
| B | 2項変更申請となるもの (事業許可の整合性の観点で分類されるものは「<<B-O>>」) |
| B-1 | 新規制基準を受けて条件の変更がある設備 |
| B-2 | 新規制基準を受けて条件が追加されたもの |
| B-3 | 新たに申請対象となったもの (MOX燃料加工施設は建設中の施設であり、既設の設備はないため、対象外) |
| B-4 | 既設工認から変更がないもの |

注記

| | |
|-----|--|
| 注1 | 第五条第1項及び第二十六条第1項の要求のうち、燃料加工建屋、緊急時対策所、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の建物に収納される設備の適合性は、その設置される建物にて説明する。 |
| 注2 | 第七条第1項のうち、燃料加工建屋に収納する耐震重要施設に関する適合性は、収納される燃料加工建屋の申請にて説明するため、「―」とする。なお、耐震重要施設に含まれない安全機能を有する施設は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。 第二十八条第1項のうち、常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設に収納される重大事故等対処設備は、設置する建物・構築物の申請にて説明するため、「―」とする。建物・構築物に収納されない重大事故等対処設備は、「施設共通 基本設計方針」にて説明する。 |
| 注3 | 第八条については、外部からの衝撃を防護する燃料加工建屋を対象とする。また、防護対象設備のうち、外気を取り入れる設備等の個別に評価・対策を実施する設備についても対象とする。なお、竜巻、外部火災、火山及び航空機落下に係る建屋内の防護対象設備については、外部衝撃に対して防護設計された燃料加工建屋内に配置する設計とすることから「―」とする。 |
| 注4 | 第九条第1項の要求は、「人の不法な侵入の防止に係る措置」、「不正に爆発性又は可燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件の持込防止に係る措置」、「不正アクセス行為の防止に係る措置」、「関係機関との通信及び連絡に係る措置」、「核物質防護上の体制整備、手順整備等に係る措置」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注5 | 第十一条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防炎物品)」、「火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「火災防護上重要な機器等及びグローブボックス(安重機能を有する機器等)内機器の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、「遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注6 | 第十三条第1項の要求のうち、安全避難通路は、「安全避難通路」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注7 | 第十四条第1項の要求は、「安全機能を有する施設の環境圧力等に対する考慮」、「安全機能を有する施設の電磁的障害に対する考慮」、「安全機能を有する施設の周辺機器等からの悪影響に対する考慮」、「設計基準事故対処における自動起動」、「安全機能を有する施設の操作性及び復旧作業に係る放射線の考慮」、「安全機能を有する施設に対する誤操作防止」、「安全上重要な施設に対する誤操作防止」、「安全機能を有する施設の維持管理」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注8 | 第十四条第2項の要求は、「安全機能を有する施設の試験、検査性の確保」、の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注9 | 第十四条第3項の要求は、「安全機能を有する施設の内部発生飛散物に対する考慮」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注10 | 再処理施設と共用する設備のうち、第十五条第1項及び第2項の適用を受ける設備となる再処理第4種管に該当する海洋放出管理系及び安全上重要な施設である混合酸化物貯蔵容器は、再処理施設の評価を流用する。 再処理施設と共用する設備のうち、第三十一条第1項及び第2項の適用を受ける重大事故等対処設備は、再処理施設の評価を流用する。 |
| 注11 | 第二十九条第3項の要求のうち、不燃性又は難燃性の材料の使用は、「主要な構造材に対する不燃性材料の使用」、「パッキン類に対する金属で覆われた狭隙部への設置」、「金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油並びに金属に覆われた機器内部のケーブル」、「保温材に対する不燃性材料の使用」、「建屋内装材の不燃性材料の使用」、「建屋内装材の塗装(難燃性)」、「カーペット(防炎物品)」、「重大事故等対処施設のケーブルに対する難燃性材料の使用」、「重大事故等対処施設の非難燃ケーブルへの措置」、「換気設備のフィルタに対する難燃性材料の使用」、「絶縁油を内包しない変圧器及び遮断器の使用」、「遮蔽材に対する不燃性材料又は難燃性材料の使用」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注12 | 第三十条第1項の要求のうち、操作の確実性は、「作業空間の確保並びに防護具及び可搬型照明の配備」、「工具の保管場所及び可搬型重大事故等対処設備の固定」、「現場操作時のスイッチの操作性及び電源操作時の充電部への近接防止」、「重大事故等対処設備の識別管理」、「中央監視室での迅速な操作及び制御盤の操作性」、「動的機器の重大事故等対処設備の作動状態の確認」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注13 | 第三十条第3項の要求のうち、可搬型重大事故等対処設備の運搬等に係るアクセスルートの確保は、「溢水及び降水を考慮したアクセスルートの設定」、「津波に対する屋外アクセスルートの運用」、「屋外アクセスルートの復旧」、「屋外アクセスルートに対する融雪剤の配備」、「屋外アクセスルートにおける薬品防護具の着用」、「消防車による初期消火活動」、「アクセスルート上の資機材の落下防止、転倒防止対策」、「アクセスルートにおける放射線防護具の配備及び可搬型証明の配備」の施設共通基本設計方針により技術基準適合性を示す。 |
| 注14 | 第三十二条第1項第一号及び第二号については、MOX燃料加工施設において臨界事故の発生は想定されないことから、対象となる設備はない。なお、対象となる設備がないことを第四条の添付書類等にて説明する。 |
| 注15 | 重大事故等対処設備を防護するために必要な設備として技術基準に適合する設計であることを示す。 |

No1-10

注記にて各条文の施設共通基本設計方針の考え方を記載。

